

米津老人保健施設

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

重要事項説明書

利用者に対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第155条、125条に基づいて、当事業者が利用者及び連帯保証人に説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	米津会
主たる事務所の所在地	西尾市桜町4-31
法人種別	医療法人
代表者の氏名	理事長 米津昌宏
電話番号	0563-54-4771
設立年月日	平成9年3月12日

2. ご利用施設

施設の名称	米津老人保健施設
施設の所在地	西尾市桜町4-31
事業者指定番号	2353280015
施設長の氏名	齋藤誠
電話番号	0563-54-4771
ファクシミリ番号	0563-64-0017
開設年月日	平成10年3月30日

3. 事業者があわせて実施する事業

事業の種類		愛知県知事の事業者指定		定員
		指定年月日	指定番号	
施設	米津老人保健施設 ・施設入所	平成12年04月01日	2353280015	100名
居宅	・短期入所療養介護 ・介護予防短期入所療養介護	平成18年04月01日		40名
	・通所リハビリテーション ・介護予防通所リハビリテーション	平成12年04月01日 平成18年04月01日	40名 40名	
地域 密着	特定施設入居生活介護 ・介護付有料老人ホームシルヴィー西尾 通所介護（介護予防含む）	平成21年03月01日		2373200605
	・デイサービスセンターシルヴィー西尾	平成21年03月01日	2373200597	40名
地域 密着	認知症対応型共同生活介護（介護予防含む） ・グループホームシルヴィー西尾	平成12年11月28日	2373200266	18名

居宅 支援	居宅介護支援 ・米津ケアサポートセンター ・ケアプランセンターシルヴィー西尾	平成11年07月30日	2373200019	
		平成21年03月01日	2373200613	
予防 支援	地域包括支援センター ・西尾市地域包括支援センター鶴城	平成19年04月01日	2303200048	

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	医療法人米津会が開設する介護老人保健施設:米津老人保健施設(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。
施設運営の方針	<p>事業所の介護従業者等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。特に通所リハビリテーションの事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法等の個別リハビリテーション計画に基づきその他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。</p> <p>また、介護予防通所リハビリテーションは、その有する能力に応じ、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の計画に基づき、選択サービス(運動器機能向上、口腔器機能向上等)、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能改善、維持回復を図る者とする。</p>

5. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業者の職種	員数
医師	1名以上
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	1名以上
介護職員	4名以上
看護職員	1名以上
歯科衛生士	1名以上
管理栄養士	1名以上

6. 営業時間

営業日	月～土（但し、1/1～1/3は除く）
営業時間	8：30～17：30
サービス提供時間	10：00～16：10
サービス提供単位利用定員	月～土 1単位：40名

7. 主な職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
施設長 医師	正規の勤務時間帯（08:30～17:30）常勤で勤務 急変時等随時対応
看護介護職員	・日勤（08：30～17：30） ・昼間（08：30～17：30）の間でサービスを提供します。
リハビリ	・正規の勤務時間帯（08:30～17:30）、介護老人保健施設の入所の兼務勤務
支援相談員	・正規の勤務時間帯（08:30～17:30）

* 基本的には40時間/週の勤務体制。

8. 通常の事業の実施地域

西尾市（離島、旧幡豆町を除く）、安城市（桜井町、東町、小川町、木戸町、野寺町、藤井町、城ヶ入町、根崎町、東端町、和泉町）の区域とする。

実施地域を越えた地点から自宅まで次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道5km未満 500円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道5km以上 1km超す毎に100円追加

9. 施設サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。）

(1) 介護保険給付によるサービス

サービスの種別	内 容	自己負担額
食事	<p>食事時間 昼食 11：30～12:30まで</p> <p>食事場所 できるだけ離床して食堂でお食ください。 献立表は、1週間前までに掲示致します。選択メニューは1階食堂にて実施しています。ご相談下さい。 食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。</p>	<p>・標準負担額</p> <p> 昼食：830円 おやつ：120円</p>

医療・看護	<p>病状にあわせた医療・看護を提供します。</p> <p>在宅サービスの利用者のため、原則としては、ご利用者本人の主治医による定期診察をおすすめします。</p> <p>ただし、サービス利用時に必要がある場合には適宜診察しますので、看護職員等にお申し付けください。</p> <p>また、当施設では行えない処置や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。</p>	<p>施設サービス費</p> <p>介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額が自己負担分となります。</p> <p>※契約書別紙1参照</p> <p>※高額介護サービス費の制度</p> <p>月額140,100円（課税所得690万円以上）、月額93,000円（課税所得380万円から690万円未満）、月額44,400円（課税所得380万円未満）、24,600円（市町村民税非課税世帯）、15,000円（生活保護受給者等）を超えた部分が高額介護サービス費として払戻しされる制度です、詳しくはお尋ねください。</p> <p>（施設サービス費の自己負担分のみ対象）</p>
排泄	利用者の状況にあわせて随時対応します。	
入浴	<p>入浴日 月～土</p> <p>入浴時間 10：00～16：00</p> <p>入浴は、利用者のケアプランに基づいて実施。</p>	
離床	寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。	
娯楽等	<p>当施設では、次のような娯楽設備を整えております。</p> <p>カラオケ、生活機能改善機器等</p>	
身体拘束	基本的に実施しませんが、必要に応じてご家族の同意の上で行うことがあります。	
介護相談	入所者とその家族からのご相談に応じます。	

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容	自己負担額
喫茶等	当施設では、1階食堂に自動販売機等を用意しております。	実費ご負担をいただきます。

※その他

日常生活に必要な物品につきましては、ご利用者の方の全額負担となっておりますのでご了承ください。

※介護サービス情報の公表について

「介護サービス情報の公表」制度は、介護サービス事業者に毎年1回、事業所に関するサービス内容等の各種の情報の公表が義務づけられ、事実確認のための調査を経て公表する仕組みです。インターネット上で情報が検索できます。

※個人情報保護について

個人情報の取り扱いには、細心の注意を払っております。詳細は館内ポスターにて掲示させて頂いております。利用前に「個人情報保護に関する同意書」を説明の上、同意を頂きます。

10. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設支援相談員までお気軽にご相談ください。また、提案箱での受付も致しておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

* 苦情等申立先

当施設ご利用相談	窓口責任者 支援相談員（尾崎、高野） ご利用時間 平日 9:00～17:00（土、日、1/1～1/3は除く） ご利用方法 電話 0563-54-4771 場所 米津老人保健施設内 提案箱（通所入口に設置）
----------	--

* 苦情申立窓口

西尾市健康福祉部 長寿課 給付担当	ご利用時間	平日 9時～17時（土、日、祝日除く） ※時間外でも対応可能
	ご利用方法	電話 0563-65-2119（直通） 住所 西尾市寄住町下田22番地
安城市福祉部 高齢福祉課 介護保険係	ご利用時間	平日 9時～17時 （土、日、祝日除く）
	ご利用方法	電話 0566-76-1111 住所 安城市桜町18番23号
	ご利用時間	
	ご利用方法	電話 住所
愛知県国民健康保険団体 連合会介護保険課	ご利用時間	平日 9時～17時 （土、日、祝日除く）
	ご利用方法	電話 052-971-4165 住所 名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館南館7階愛知県国保連合会 介護福祉課内 苦情相談室

11. 事故発生時の対応

サービス提供に伴って、万が一利用者が急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合、当施設は、医師の指示において適切な処置を施し、状況に応じては、協力医療機関等の他医療機関に転送する場合があります。

* 事故が発生した場合、介護事故報告書を市町村担当窓口に提出することがあります。

12. ハラスメント防止の取り組みについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

- ③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

13.虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ①事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ②当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。役職：看護部長 氏名：神取洋江

14.感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15.業務継続に向けた取り組みについて

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います

16. 協力医療機関

医療機関の名称	西尾市民病院
開設者	西尾市
所在地	西尾市熊味町上泡原6番地
電話番号	0563-56-3171
病床数	372床

17. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	米津歯科医院
開設者	新美智啓
所在地	西尾市米津町久手72番地1
電話番号	0563-54-5188

18. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「米津老人保健施設 消防計画」に基づき対応を行います。			
避難所	西尾高校グラウンド（西尾市桜町）			
平常時の訓練等	別途定める「米津老人保健施設 消防計画」に基づき、年2回以上夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	535カ所	防火扉・シャッター	9カ所
	避難階段	2カ所	屋内消火栓	12カ所
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	44カ所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：令和3年4月14日 防火管理者：神取洋江			

19. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 8：30～17：30 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度1階受付に設置してある面会者名札の着用をお願いします。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	全館内禁煙です。喫煙は決められた場所（施設外）でお願いします。飲酒はご遠慮下さい。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、やみくもに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	自己管理をお願いします。なお、紛失、盗難等に関して当事業所は一切責任を負えませんので、ご了承ください。
現金等の管理	自己管理をお願いします。なお、紛失、盗難等に関して当事業所は一切責任を負えませんので、ご了承ください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

20. サービス利用時のリスク説明

当施設ではご利用者が快適な利用生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、ご利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。また、施設利用時だけでなく、ご自宅でも起こりうることでありますので、十分ご留意、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- ① 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ② 老人保健施設は、リハビリ施設であること、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性がります。
- ③ 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ④ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ⑤ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲あっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- ⑥ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下し誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ⑦ 高齢であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合があります。

21. 肖像権利用について

下記の用途により肖像権を利用することがあります。内容をご確認の上、項目ごとに同意するかどうかを選択してください。

- ・法人及び事業所内、ご利用者、ご家族宛ての通信等での写真使用について
(同意します ・ 同意しません)
- ・ホームページ及び SNS 等インターネット上での写真使用について
(同意します ・ 同意しません)
- ・法人及び事業所外への宣伝広報、パンフレット等紙媒体での写真使用について
(同意します ・ 同意しません)